

情報技術の解析に関する細則

平成27年3月20日
警察庁訓令第7号

最終改正 平成31年4月1日 警察庁訓令第7号

(都道府県警察による情報技術の解析の要請等の手続)

第1条 警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課（課に準ずるものを含む。以下同じ。）の長又は警察署長は、情報技術の解析に関する規則（平成27年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）第4条第1項に規定する情報技術の解析の要請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる機関の情報技術の解析を担当する課の長に対してするものとする。ただし、捜査上特に支障のある場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

- (1) 警視庁の犯罪捜査を担当する課の長又は警察署長 東京都警察情報通信部
- (2) 北海道警察本部の犯罪捜査を担当する課の長又は北海道警察本部の所在地を包括する方面の警察署長 北海道警察情報通信部
- (3) 府県警察の犯罪捜査を担当する課の長又は警察署長 当該府県情報通信部（県情報通信部を含む。）
- (4) 北海道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面本部の犯罪捜査を担当する課の長又は警察署長 当該方面情報通信部

2 規則第4条第1項の警察庁長官が定める様式は、別記様式のとおりとする。
(記録の作成)

第2条 規則第5条第1項の警察庁長官が定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 情報技術の解析の対象の状態
- (2) 情報技術の解析に要した技術的手法
- (3) 情報技術の解析に要した期間
- (4) その他参考となる事項

(支援)

第3条 北海道警察情報通信部の情報技術の解析を担当する課の長は、必要があ

ると認めるときは、方面情報通信部が行う情報技術の解析に係る支援その他の措置を講ずるものとする。

- 2 管区警察局情報通信部及び四国警察支局情報通信部の情報技術の解析を担当する課の長は、必要があると認めるときは、それぞれ府県情報通信部及び県情報通信部が行う情報技術の解析に係る支援その他の措置を講ずるものとする。
- 3 警察庁情報通信局情報技術解析課長は、必要があると認めるときは、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、管区警察局情報通信部又は四国警察支局情報通信部が行う情報技術の解析に係る支援その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この訓令は、規則の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

附 則（平成31年4月1日警察庁訓令第7号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式

発 年 月 番日

(宛 先)

(担当する課の長又は警察署長)

情報技術解析要請書

項 目	内 容			
事 案 名				
事 案 概 要				
要 請 内 容				
対 象				
担 当 者	所 属	階 級	氏 名	電 話
参 考 事 項				

注： 参考事項欄には期限等参考となる事項を記載する。